

高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、小規模林業を実践する者の現場における林業技術及び安全意識の向上を図り、労働災害を防止し、並びに安全対策を総合的に推進するため、林材業労働災害防止協会高知県支部（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) アドバイザー派遣事業
- (2) 先進地現地研修支援事業
- (3) 安全装備導入促進事業（新規参入支援）
- (4) 安全装備導入促進事業（継続活動支援）
- (5) 傷害総合保険加入促進事業
- (6) 蜂刺され対策促進事業
- (7) 実践現場安全点検パトロール事業
- (8) 附帯事務費

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金額の増額及び20パーセントを超える減額を行おうとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

2 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（概算払の請求）

第6条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、附帯事務費は、対象外とする。

（実績報告等）

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

ならない。

- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項、第2号及び第5号から第7号まで並びに同条第2項、第7条第3項並びに第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率	補助条件	補助事業者	事業主体
（１）アドバイザー派遣事業	アドバイザーの派遣による現場指導の実施（他の補助金等の支援対象となるものへの指導を除く（地域おこし協力隊の現役隊員等）。）	アドバイザー（現場指導を行うための知識及び経験を有する者）への報償費及び旅費	定額	アドバイザー報償費の上限は１日当たり 24,000 円、宿泊料の上限は 11,000 円、交通費の上限は 9,000 円とする。 なお、１人当たりの上限日数は、最大３日間とし、１人につき年１回限りとする。 また、通算で３年間しか利用できないものとする。	林材業労働災害防止協会高知県支部	林材業労働災害防止協会高知県支部
（２）先進地現地研修支援事業	先進地現地研修による現場指導の実施（他の補助金等の支援対象となるものへの指導を除く（地域おこし協力隊の現役隊員等）。）	アドバイザー（現場指導を行うための知識及び経験を有する者）への報償費	定額	アドバイザー報償費の上限は１日当たり 24,000 円とする。 なお、１人当たりの上限日数は、最大３日間とする。 また、通算で３年間しか利用できないものとする。		

（３）安全装備導入 促進事業（新規参入 支援）	労働災害防止対策 のための安全装備 等の導入に対する 助成	特別教育（（小型）車両系建設機械特 別教育、走行集材機械運転業務特別 教育、（簡易）架線集材装置等運転業 務特別教育）を全て受講した研修生 に対する次に掲げる安全装備等の 購入費 ア 保安帽 イ イヤーマフ ウ フェイスガード エ 防振手袋 オ チェーンソー防護衣（ズボン、 チャップス、ジャケット等） カ 先芯入り滑り止め付き作業靴等	2 分の 1 以内	安全装備等購入費 の上限は 1 人当 たり 4 万円とする。 なお、当該年度に研 修のうち一つ以上 を受講しているこ と。ただし、過去に 受講した研修の重 複受講は認めない ものとする。	林材業労働災 害防止協会高 知県支部	高知県小規模 林業推進協議 会の会員 （他の補助金 等の支援対象 となるものを 除く（地域お こし協力隊の 現 役 隊 員 等）。）
（４）安全装備導入 促進事業（継続活動 支援）	労働災害防止対策 のための安全装備 等の導入に対する 助成	小規模林業の活動を継続して行っ ている方に対する次に掲げる安全装備 等の購入費 ア 保安帽 イ イヤーマフ ウ フェイスガード エ 防振手袋 オ チェーンソー防護衣（ズボン、 チャップス、ジャケット等） カ 先芯入り滑り止め付き作業靴等	2 分の 1 以内	前年度に 60 日/年以 上の林業就業日数 があること。 安全装備等購入費 の上限は 1 人当 たり 4 万円とする。 また、2 年連続での 利用はできないも のとする。		

(5) 傷害総合保険加入促進事業	傷害総合保険加入に要する掛金に対する助成	傷害総合保険加入に要する掛金	2分の1以内	前年度に60日/年以上の林業就業日数があること。 掛金の上限は1人当たり27,000円とする。	林材業労働災害防止協会高知県支部	高知県小規模林業推進協議会の会員 (他の補助金等の支援対象となるものを除く(地域おこし協力隊の現役隊員等)。)
(6) 蜂刺され対策促進事業	蜂刺され対策に要する経費に対する助成	次に掲げる費用のうち医療機関に支払う経費 ア 蜂アレルギー血液検査 イ 処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料 ウ 自動注射器購入費等 次に掲げる用具の購入費 ア 毒液吸い出し救急用具等 イ スズメバチ忌避剤	2分の1以内	前年度に60日/年以上の林業就業日数があること。 1人当たりの自動注射器購入は1個とし、その上限額は1万円とする。		
(7) 実践現場安全点検パトロール事業	安全指導員の巡回による労働安全衛生の指導	安全指導員(林材業労働災害防止協会高知県支部により、安全指導員として認められた者)派遣に要する報償費及び旅費	定額	安全指導員報償費の上限は1日当たり17,000円とする。		林材業労働災害防止協会高知県支部
(8) 附帯事務費	上記を実施するために必要な事務経費に対する補助	人件費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	定額			

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 団体名
(住所)
代表者職・氏名
(生年月日)

令和 年度高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付申請書

高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、
補助金 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 事業収支予算書（別紙2のとおり）
- 4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 6 添付書類 県税の滞納がないことを証する証明書。（県税の納税義務がない者にあつてはその旨の申立書。）又は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」の第4号様式

※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注)マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可）健康保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別紙 1

事業（変更）計画（実績）書

I アドバイザー派遣事業

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業費	左のうち財源内訳		備考
		県補助金	その他	
アドバイザー派遣事業				
計				

（注）変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 事業内容

アドバイザー名	派遣（予定）年月日	派遣場所	備考
計			

- （注） 1 派遣（予定）年月日は、派遣（予定）の開始日から終了日を記入してください。
 2 派遣場所は、派遣する市町村名を記入してください。
 3 アドバイザーの活動状況が分かる資料を添えてください。

II 先進地現地研修支援事業

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業費	左のうち財源内訳		備考
		県補助金	その他	
先進地現地研修支援事業				
計				

（注）変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 事業内容

アドバイザー名	訪問（予定）年月日	訪問場所	備考
計			

- （注） 1 訪問（予定）年月日は、訪問（予定）の開始日から終了日を記入してください。
 2 訪問場所は、訪問する都道府県名と市町村名を記入してください。
 3 アドバイザーの活動状況が分かる資料を添えてください。

Ⅲ 安全装備導入促進事業（新規参入支援）

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業費	左のうち財源内訳		備考
		県補助金	その他	
安全装備導入促進事業 （新規参入支援）				
計				

（注）変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 事業内容

単位：円

会員名	事業内容	数量	事業費	左のうち財源内訳	
				県補助金	その他
小計					
小計					
合計 （会員数： ）					

（注）事業内容は、保安帽、チェーンソー防護衣（「切断事故防止ズボン」、「チャップス（ひざあて）」、「ジャケット等防護衣」等）、先芯入り滑り止め付き作業靴（切断防止ブーツ等）、防振手袋、フェイスガード（顔面防護具）、イヤーマフ（耳防護具）を、その他は導入防具名を記入し、会員ごとに計をあげてください。

Ⅳ 安全装備導入促進事業（継続活動支援）

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業費	左のうち財源内訳		備考
		県補助金	その他	
安全装備導入促進事業 （継続活動支援）				
計				

（注）変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 事業内容

単位：円

会員名	事業内容	数量	事業費	左のうち財源内訳	
				県補助金	その他
小計					
小計					
合計 (会員数：)					

（注）事業内容は、保安帽、チェーンソー防護衣（「切断事故防止ズボン」、「チャップス（ひざあて）」、「ジャケット等防護衣」等）、先芯入り滑り止め付き作業靴（切断防止ブーツ等）、防振手袋、フェイスガード（顔面防護具）、イヤーマフ（耳防護具）を、その他は導入防具名を記入し、会員ごとに計をあげてください。

Ⅴ 傷害総合保険加入促進事業

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業量	事業費	左のうち経費内訳		備考
			県費	その他	
傷害総合保険加入促進 事業	加入者数 人				

（注）1 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 保険に加入したことが分かる資料を添えてください。

Ⅵ 蜂刺され対策促進事業

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業費	左のうち財源内訳		備考
		県補助金	その他	
蜂刺され対策促進事業				
計				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 事業内容

単位：円

会員名	事業内容	数量	事業費	左のうち財源内訳	
				県補助金	その他
小計					
小計					
合計 (会員数：)					

(注) 事業内容は、「検診」(「蜂アレルギー血液検査」又は「処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料」)、「自動注射器」(「自動注射器購入費」)、「毒液吸い出し救急用具」又は「スズメバチ忌避剤」を記入し、会員ごとに小計をあげてください。

Ⅶ 実践現場安全点検パトロール事業

1 事業費総括表

単位：円

事業区分	事業費	左のうち財源内訳		備考
		県補助金	その他	
実践現場安全点検パトロール事業				
計				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

2 事業内容

安全指導員名	派遣（予定）年月日	派遣場所	備考
計			

- (注) 1 派遣（予定）年月日は、派遣（予定）の開始日から終了日を記入してください。
 2 派遣場所は、派遣する市町村名を記入してください。
 3 安全指導員の活動状況が分かる資料を添えてください。

VIII 補助対象者（高知県小規模林業推進協議会員）一覧

対象者氏名	活動内容	所属団体名	林業の年間就労日数	事業区分

- (注) 1 活動内容には、「自伐林家」、「一人親方」、「NPO」、「ボランティア」、「地域おこし協力隊」、「林研グループ」又は「その他」を記入してください。なお、「その他」については、括弧内に活動内容を記入してください。
 2 所属団体名は、団体に所属している場合に記入してください。
 3 林業の年間就労日数には、活動予定日数を記入してください。
 4 事業区分は、「アドバイザー派遣事業」については「1」を、「先進地現地研修支援事業」については「2」を、「安全装備導入促進事業」については「3」を、「傷害総合保険加入促進事業」については「4」を、「蜂刺され対策促進事業」については「5」を、「実践現場安全点検パトロール事業」については「6」を記入してください。

IX 附帯事務

単位：円

区 分	事 業 費	摘 要
賃 金		
謝 金		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び賃借料等		
計		

- (注) 1 「摘要」の欄は、事業費の積算根拠を記入してください。
 2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。
 3 各経費の内訳表を添えてください。

別紙 2

事業（変更）収支予算（精算）書

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	精算額	差引き増減額	備考
県補助金				
補助事業者負担金				
事業主体負担金				
計				

(注) 1 「県補助金」欄は、交付申請（決定）額を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

(2) 支出

単位：円

区分	予算額	精算額	差引き増減額	備考
アドバイザー派遣事業				
先進地現地研修支援事業				
安全装備導入促進事業（新規参入支援）				
安全装備導入促進事業（継続活動支援）				
傷害総合保険加入促進事業				
蜂刺され対策促進事業				
実践現場安全点検パトロール事業				
附帯事務				
計				
消費税仕入控除税額等及び内訳				
合 計				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

(3) 県補助金精算書

単位：円

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額 (A)	既受領補助金額 (B)	差引き補助金 未受領額 (A - B)

誓約書兼同意書

私は、高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者 職・氏名（自署の場合は押印不要）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 団体名
(住所)
代表者職・氏名

令和 年度高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）
がありました事業について、下記のとおり計画を変更したいので承認されるよう、
高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 3 号の
規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更交付申請額
金 円
(今回増減額 円)
- 3 事業変更計画書（別紙 1 のとおり）
- 4 事業変更収支予算書（別紙 2 のとおり）
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

（注） 3 及び 4 については、変更計画の内容を変更事項ごとに、その上段に括弧書きで当初の計画を記入し、変更前及び変更後の内容が対比することができるように作成してください。

第3号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 団体名
(住所)
代表者職・氏名

令和 年度高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について、下記のとおり計画を中止（廃止）したいので承認されるよう、高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱第5条第1項第4号の規定により申請します。

記

中止（廃止）理由

第4号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 団体名
(住所)
代表者職・氏名

令和 年度高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金概算払請求書

金 円

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）がありました、令和 年度高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金を概算払によって交付されたく高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、請求します。

記

1 事業概算払請求額及び予定出来高

単位：円

事業費	補助金交付 決定額	既受領補助 金額	今回請求額	月 日 までの 予定出来高 (%)	残 高	備 考

- (注) 1 「予定出来高」欄は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位止めとします。
2 請求額は、1,000円未満切捨てとします。
3 附帯事務費は、対象外とします。

※振込先

銀行名	口座の種類	口座番号	名義人

第5号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 団体名
(住所)
代表者職・氏名

令和 年度高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）がありました事業について、高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績書（別紙1のとおり）
- 2 事業収支精算書（別紙2のとおり）
- 3 事業着手年月日 令和 年 月 日
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日

（注）事業実績書及び事業収支精算書については、申請書の様式に準ずるものとします。

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 団体名
(住所)
代表者職・氏名

令和 年度高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）がありました事業について、高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額
(令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額)
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）精算の内訳その他参考となる資料を添えてください。